

資料 1

大阪地域森林計画の変更について

地域森林計画と今回の変更概要について

1 地域森林計画について

森林・林業基本計画に示された目標等を実現するため、森林法第5条に基づき、都道府県知事が、全国森林計画に即し、森林計画区内の民有林について、5年ごとに樹立する10年を1期とする計画。(市町村が樹立する市町村森林整備計画の規範となる計画)

[地域森林計画において掲げる事項] (森林法第5条第2項の引用)

- 一 その対象とする森林の区域
- 二 森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 三 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)
- 四 造林面積その他造林に関する事項
 - 四の二 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
 - 四の三 公益的機能別施業森林の区域(以下「公益的機能別施業森林区域」という。)の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- 五 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
 - 五の二 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
 - 五の三 森林病虫害の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項
- 六 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
- 七 保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項

2 計画期間

平成27年4月1日から平成37年3月31日

3 今回の変更の内容

○森林区域の減少に関すること

- ・林地開発の完了に伴い森林区域が306ha減少する。

森林面積	54,810→54,504ha
------	-----------------

○その他

- ・大阪府の組織改編に伴い室課名を変更する。

大阪府環境農林水産部	みどり・都市環境室みどり推進課 →みどり推進室森づくり課
------------	---------------------------------

大阪地域森林計画変更の概要

- 林地開発の完了に伴い森林区域が減少となったことによるもの。(計画書P12)
- 組織改編に伴い室課名を変更したことによるもの。(計画書P13)

変更項目	変更内容																													
	変更後	変更前																												
Ⅱ 計画事項 1 対象とする森林の区域	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">総数</td> <td style="text-align: center;">54,504 ha</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">箕面市</td> <td style="text-align: center;">2,045 ha</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">能勢町</td> <td style="text-align: center;">7,668 ha</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">茨木市</td> <td style="text-align: center;">2,653 ha</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">四條畷市</td> <td style="text-align: center;">734 ha</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">河南町</td> <td style="text-align: center;">1,205 ha</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">熊取町</td> <td style="text-align: center;">448 ha</td> </tr> </table>	総数	54,504 ha	箕面市	2,045 ha	能勢町	7,668 ha	茨木市	2,653 ha	四條畷市	734 ha	河南町	1,205 ha	熊取町	448 ha	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">総数</td> <td style="text-align: center;">54,810 ha</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">箕面市</td> <td style="text-align: center;">2,180 ha</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">能勢町</td> <td style="text-align: center;">7,670 ha</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">茨木市</td> <td style="text-align: center;">2,763 ha</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">四條畷市</td> <td style="text-align: center;">743 ha</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">河南町</td> <td style="text-align: center;">1,207 ha</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">熊取町</td> <td style="text-align: center;">496 ha</td> </tr> </table>	総数	54,810 ha	箕面市	2,180 ha	能勢町	7,670 ha	茨木市	2,763 ha	四條畷市	743 ha	河南町	1,207 ha	熊取町	496 ha
総数	54,504 ha																													
箕面市	2,045 ha																													
能勢町	7,668 ha																													
茨木市	2,653 ha																													
四條畷市	734 ha																													
河南町	1,205 ha																													
熊取町	448 ha																													
総数	54,810 ha																													
箕面市	2,180 ha																													
能勢町	7,670 ha																													
茨木市	2,763 ha																													
四條畷市	743 ha																													
河南町	1,207 ha																													
熊取町	496 ha																													
森林計画図の縦覧場所	大阪府環境農林水産部 みどり推進室づくり課	大阪府環境農林水産部 みどり・都市環境室みどり推進課																												

・森林区域減少の概要

	所在	目的	面積 (ha)
①	箕面市大字栗生間谷	住宅地等の造成 (彩都西部地区の建設)	135
	茨木市大字佐保	住宅地等の造成 (彩都西部地区の建設)	110
②	能勢町山辺	太陽光発電所用地の造成	2
③	四條畷市大字上田原	スポーツ・レクリエーション施設用地の造成	9
④	河南町大字上河内	太陽光発電所用地の造成	2
⑤	熊取町つばさが丘	住宅地の造成	48
計			306

林地開発の完了に伴う森林面積の減少

単位：ha

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
事業場等			2		5	4	10				
住宅（民）	2					48	3	2			
住宅（土地区画）	9	3	24	129		245	170		54	248	
道路	8	15			1		32	145	2		
その他	7	4		102		9					
合計	25	22	26	231	6	306	215	147	56	248	

過去5年間の1箇所当たり50haを超える林地開発完了 2件

H25 129ha（阪南スカイタウン） 関西国際空港事業土砂採取跡地

H25 102ha（いきいきパークみさき） 関西国際空港事業土砂採取跡地

※50haを超える大規模開発を除くと、林地開発完了に伴う森林区域の減少は年平均20ha

H28以降 50haを越える大規模開発完了予定6件

H28 130ha（トリヴェール和泉）

H29 122ha（新名神）

H30 54ha（彩都中部地区）

H31 248ha（彩都東部地区）

H36 144ha（箕面森町）

H38 57ha（第二阪和国道）

※別途、伐採届けによる減少 年平均7ha

変更の理由

森林法第5条第5項の規定に基づき、地域森林計画に定める次に掲げる事項について変更する。

変更する計画事項

1 II 計画事項の『第1 計画の対象とする森林の区域』

- ・ 林地開発行為の完了に伴い、計画対象森林面積を変更する。
- ・ 大阪府の組織改編に伴い、室課名を変更する。

なお、上記以外の事項については、従前の計画書のとおりである。

(案)

大阪地域森林計画書 (変更)

(大阪森林計画区)

計画期間

自 平成27年 4月 1日

至 平成37年 3月31日

第1回変更平成 28年 月 日作成

大 阪 府

目 次

Ⅱ 計画事項	1 1
第 1 計画の対象とする森林の区域	1 2

II 計画事項

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

区分	面積		
総数	54,504	単位 : h a	
豊中市	2	河内長野市	7,311
池田市	543	松原市	-
箕面市	2,045	羽曳野市	247
豊能町	2,188	藤井寺市	-
能勢町	7,668	大阪狭山市	-
吹田市	2	太子町	515
高槻市	4,482	河南町	1,205
茨木市	2,653	千早赤阪村	2,928
摂津市	-	堺市	398
島本町	971	岸和田市	1,859
守口市	-	泉大津市	-
枚方市	447	貝塚市	1,768
八尾市	482	泉佐野市	1,979
寝屋川市	9	和泉市	3,062
大東市	282	高石市	0
柏原市	717	泉南市	2,229
門真市	-	阪南市	1,692
東大阪市	1,008	忠岡町	-
四條畷市	734	熊取町	448
交野市	961	田尻町	-
大阪市	0	岬町	3,419
富田林市	250		

注 1

大阪地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

注 2

本計画の対象森林は、森林法第10条の2の規定に基づく林地開発行為の許可制、同法第10条の7の2の規定に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出及び同法第10条の8の規定に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。
(森林法第10条の2の規定に基づく林地開発行為の許可制については、保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、森林法第10条の8の規定に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制については、保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)

注 3

森林計画図の縦覧場所
(全 域)

大阪市住之江区南港北1-14-16(大阪府咲洲庁舎22階)
大阪府環境農林水産部 みどり推進室森づくり課

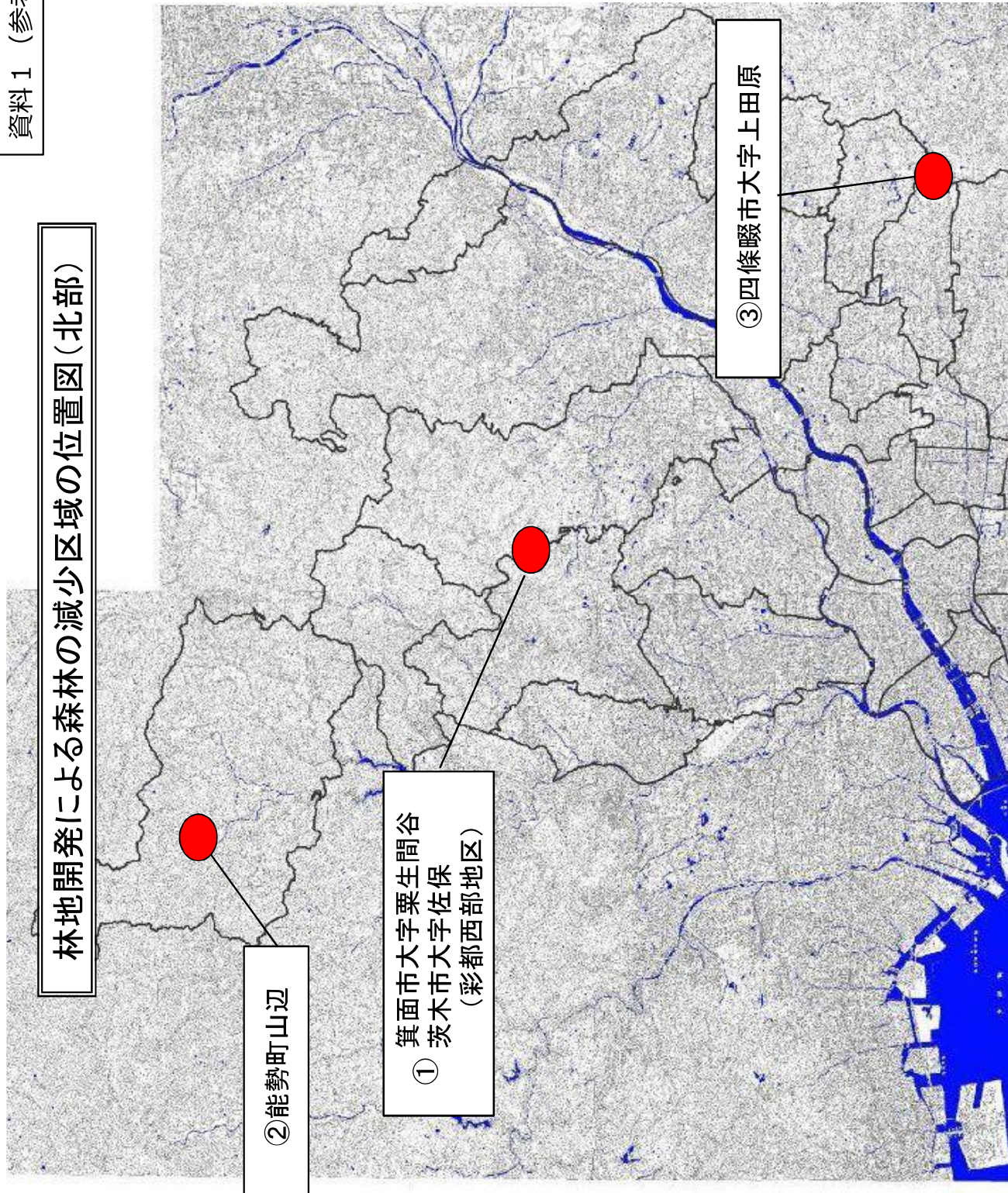
(吹田市、茨木市、高槻市、摂津市、島本町、箕面市、池田市、
豊中市、能勢町、豊能町)
茨木市中穂積1-3-43(大阪府三島府民センタービル内)
大阪府北部農と緑の総合事務所

(枚方市、交野市、四條畷市、大東市、寝屋川市、守口市、
門真市、東大阪市、八尾市、柏原市、大阪市)
八尾市荘内町2-1-36(大阪府中河内府民センタービル内)
大阪府中部農と緑の総合事務所

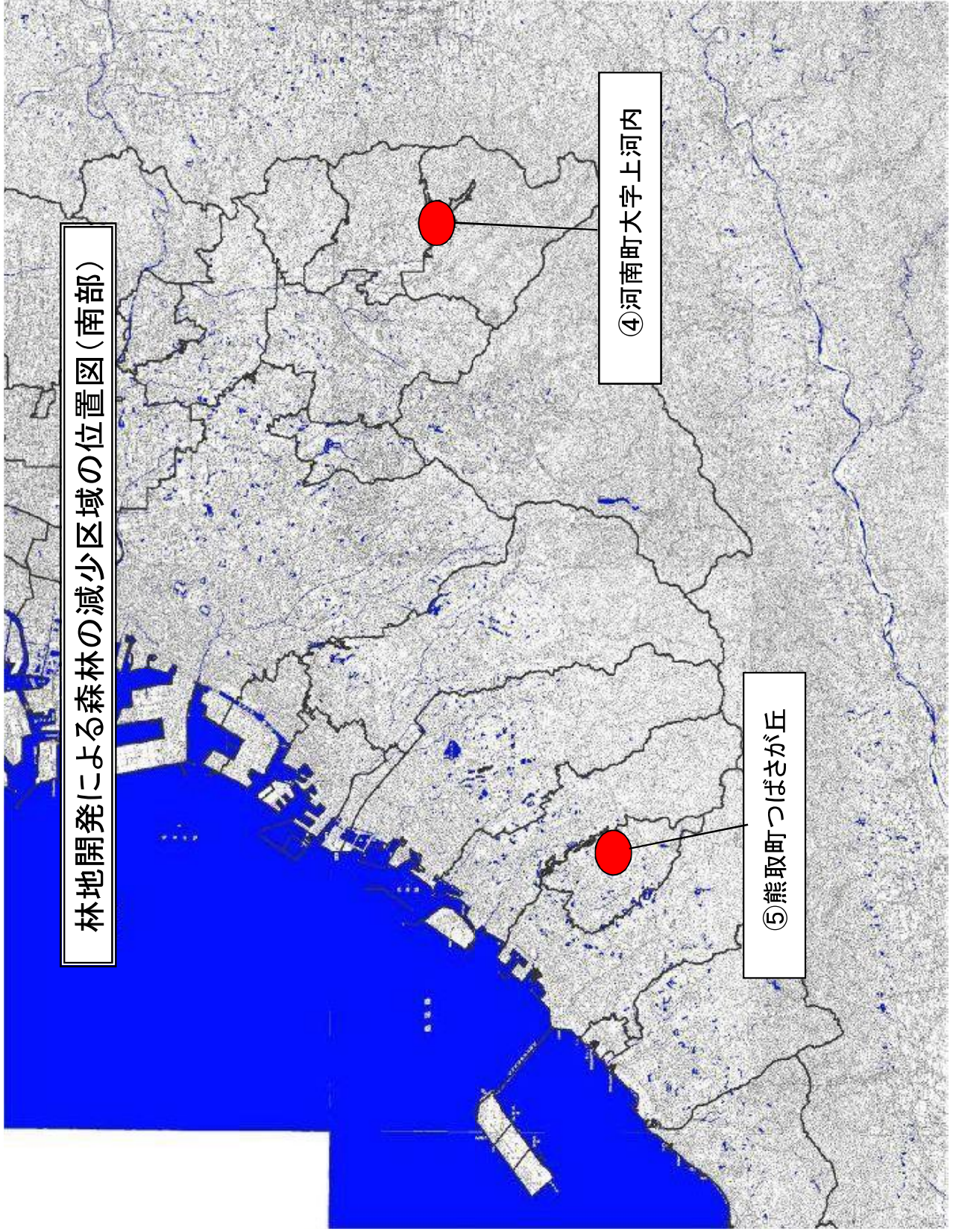
(松原市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、大阪狭山市、
太子町、河南町、千早赤阪村、河内長野市)
富田林市寿町2-6-1(大阪府南河内府民センタービル内)
大阪府南河内農と緑の総合事務所

(和泉市、堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、
貝塚市、泉佐野市、泉南市、熊取町、田尻町、阪南市、
岬町)
岸和田市野田町3-13-2(大阪府泉南府民センタービル内)
大阪府泉州農と緑の総合事務所

林地開発による森林の減少区域の位置図(北部)



林地開発による森林の減少区域の位置図(南部)



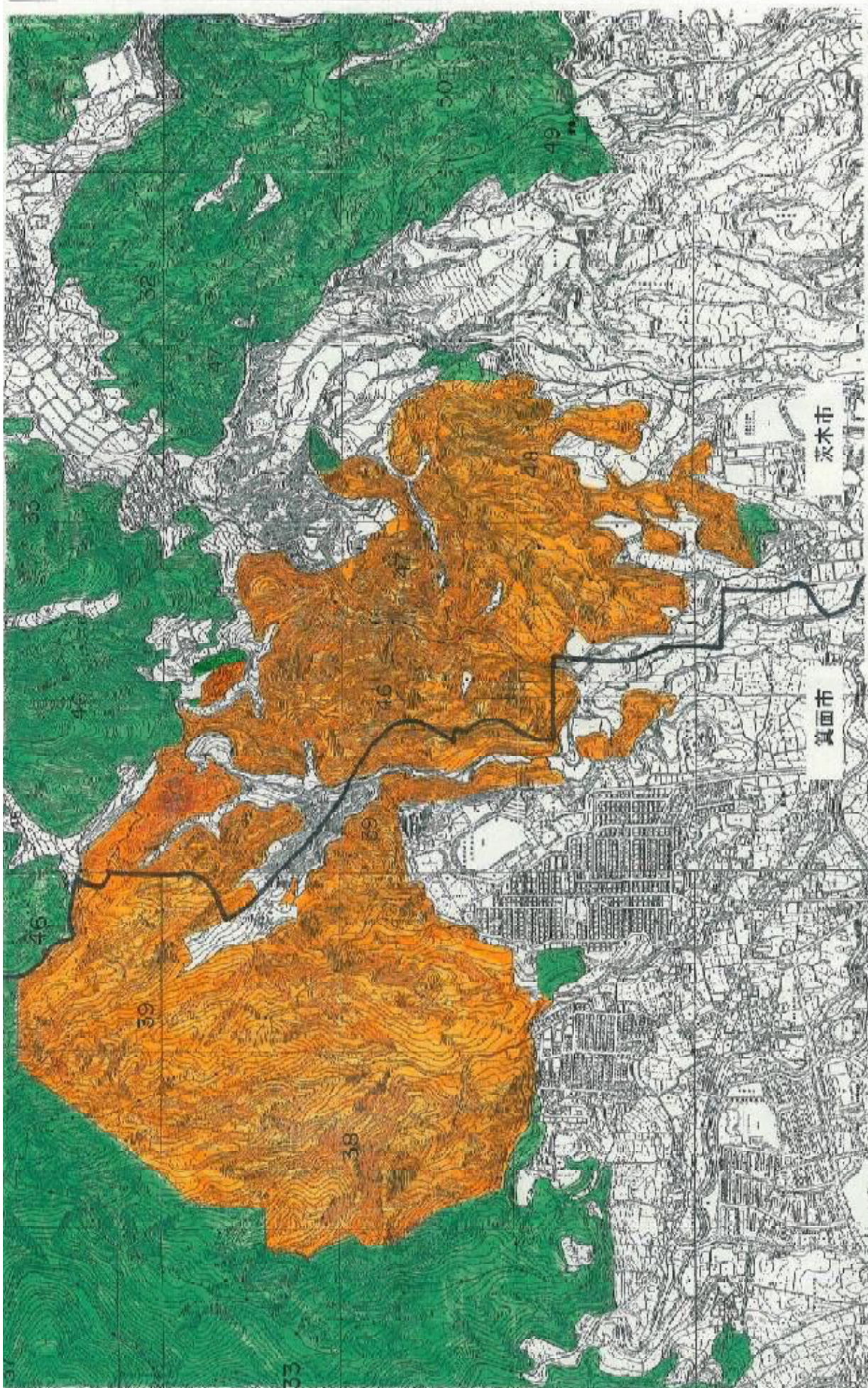
④河南町大字上河内

⑤熊取町つばさが丘

① 箕面市大字粟生間谷地区及び茨木市大字佐保地区（彩都西部地区）

- ・事業区域全てが市街化区域に編入されており、残置森林等は市街化区域内の緑地として維持管理されるため、事業区域内の森林を全て森林区域から除外する

行為者	住所	大阪市城東区森之宮 1 丁目 6 番 85 号	
	氏名	独立行政法人都市再生機構西日本支社	
行為地の所在場所		箕面市大字粟生間谷 2748 番外 茨木市大字佐保 2026 番外	
開発の概要		<p>目的：住宅地等の造成</p> <p>ライフサイエンス分野の研究開発拠点をはじめ、国際的な学術研究・文化交流拠点と、国際化・高齢化・高度情報化など時代のニーズに対応した箕面市・茨木市にまたがるニュータウンの造成。</p> <p>全体計画は西部・中部・東部地区に区分され、本件はそのうちの西部地区。</p>	
開発行為の面積 (ha)	事業区域面積	312.65	箕面 163.67+茨木 148.98
	しようとする森林面積 (事業区域内の 5 条森林面積)	245.49	箕面 134.99+茨木 110.50
	係る森林面積 (土地の形質を変更する森林面積)	234.33	箕面 127.38+茨木 106.95
森林面積の用途別内訳	開発後の用途		面積(ha) 百分率 (%)
	緑地 (残置森林)		11.16 4.5
	公園・緑地 (造成森林)		25.29 10.3
	緑道・道路植栽帯等		3.48 1.4
	住宅地・道路等		205.56 83.7
	計		245.49 100.0
	参 考	残置森林等 (森林区域外)	(10.76)
林地開発基準 ・災害防止 ・水害防止 ・水の確保 ・環境保全	<p>(1) 災害防止：切土・盛土は勾配 1:1.8 で種子吹付による法面保護工が施工されている。</p> <p>(2) 水害防止：適正な排水施設が設置されている。</p> <p>(3) 水の確保：水質汚濁防止のため調整池が設置されている。</p> <p>(4) 環境の保全：基準 (20%) 以上の残置森林等が確保されている。</p> <p>以上より、林地開発基準を満たす防災措置等が講じられている。</p>		
関係法令	土地区画整理事業・宅地造成等規制法・砂防法		
備考	<p>協議同意日：平成 7 年 4 月 20 日</p> <p>工事完了日：平成 26 年 8 月 18 日 (西部地区)</p> <p>完了確認日：平成 27 年 3 月 18 日 (西部地区)</p>		



＜箕面市（彩都西部地区）①及び茨木市（彩都西部地区）①＞

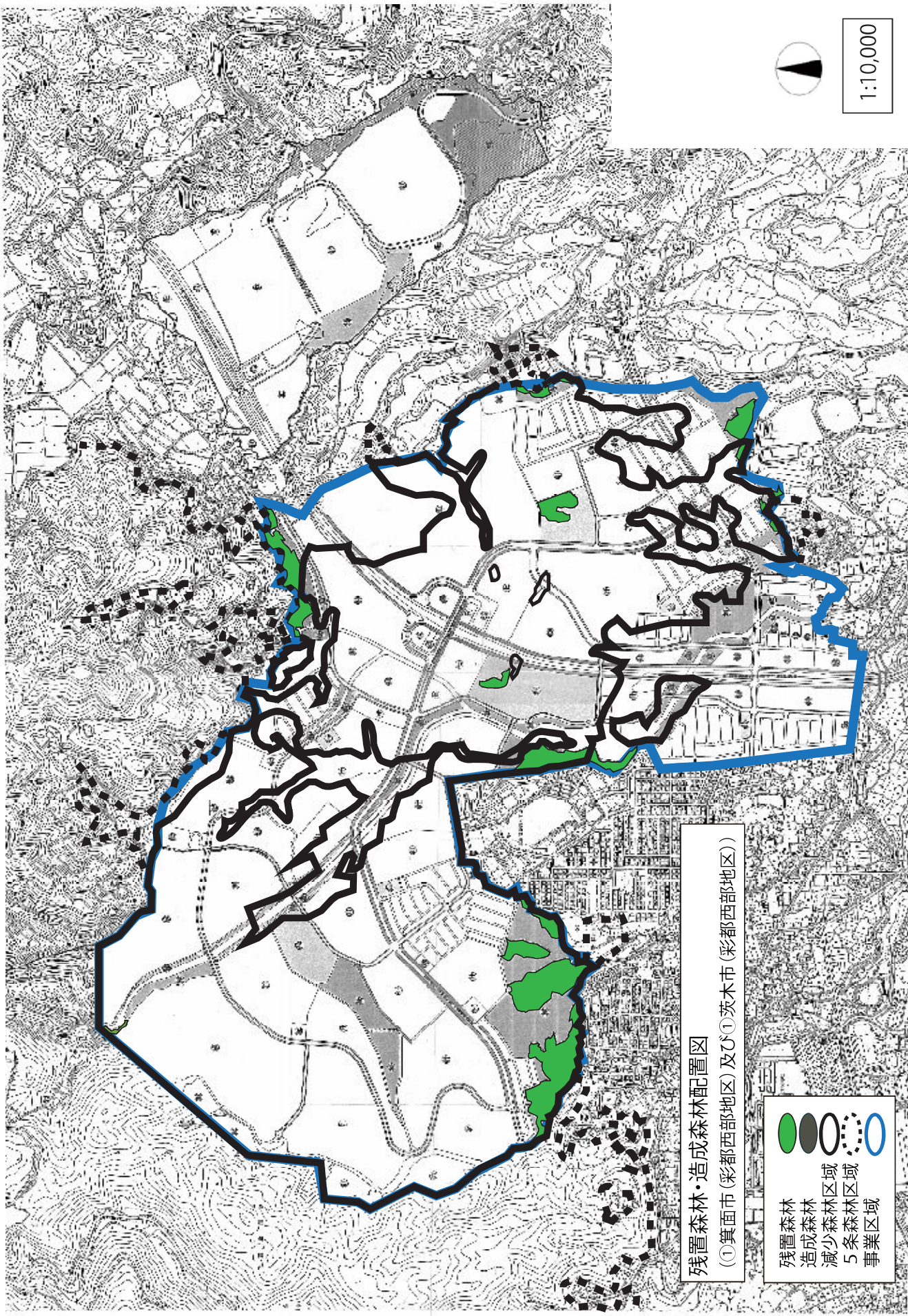
市町村界

減少森林区域
5条森林区域

1 : 10,000








林地開発による森林区域の減少区域



1:10,000

残置森林・造成森林配置図
 (①箕面市(彩都西部地区)及び①茨木市(彩都西部地区))

	残置森林
	造成森林
	減少森林区域
	5条森林区域
	事業区域

箕面市大字栗生間谷地区・茨木市大字佐保地区
(住宅地等の造成)



調整池と残置森林



公園



河川治いの緑地



道路植栽の様子

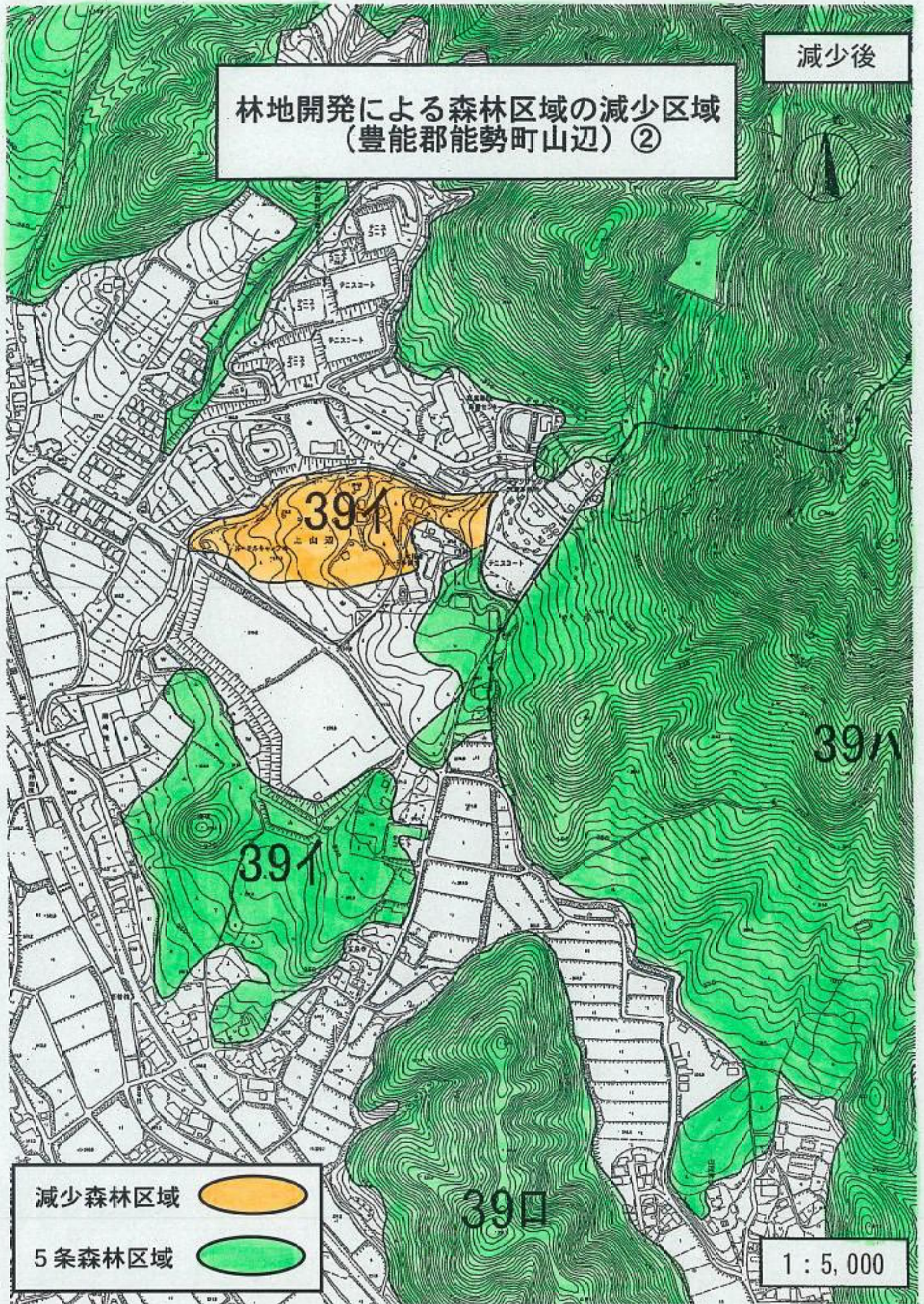
② 豊能郡能勢町山辺地区

- ・事業区域外縁部に適切に残置森林等が計画され、施設内緑地として維持管理されるため、事業区域内の森林を全て森林区域から除外する
- ・あわせて、事業区域外で開発により近接する森林と一体性がなくなった約0.1ヘクタールの森林も森林区域から除外する

行為者	住所	大阪府中央区北浜3丁目1番14号5階		
	氏名	(株) Astronergy Japan		
行為地の所在場所		豊能郡能勢町山辺409番53外1筆		
開発の概要		目的：太陽光発電所用地の造成 出力約1300kw(約360世帯分)の太陽光発電施設を設置する 目的で行われた事業所用地の造成		
開発行為の面積 (ha)	事業区域面積	3.53		
	しようとする森林面積 (事業区域内の5条森林面積)	2.36		
	係る森林面積 (土地の形質を変更する森林面積)	2.00		
森林面積の用途別内訳	開発後の用途		面積(ha)	百分率(%)
	緑地(残置森林)		0.36	15.3
	緑地(造成森林)		0.03	1.2
	施設用地		1.97	83.5
	計		2.36	100.0
	参考	残置森林等(森林区域外)	(0.20)	(8.5)
	事業区域外の除外森林	0.09		
林地開発基準 ・災害防止 ・水害防止 ・水の確保 ・環境保全	(1) 災害防止：切土・盛土が発生する造成行為はない。 (2) 水害防止：適正な排水施設が設置されている。 (3) 水の確保：水質汚濁防止のため沈砂池が設置されている。 (4) 環境の保全：基準(25%)以上の残置森林等が確保されている。 以上より、林地開発基準を満たす防災措置等が講じられている。			
関係法令				
備考	許 可 日：平成26年2月21日 工 事 完 了 日：平成26年7月31日 完 了 確 認 日：平成26年8月11日			

減少後

林地開発による森林区域の減少区域
(豊能郡能勢町山辺) ②



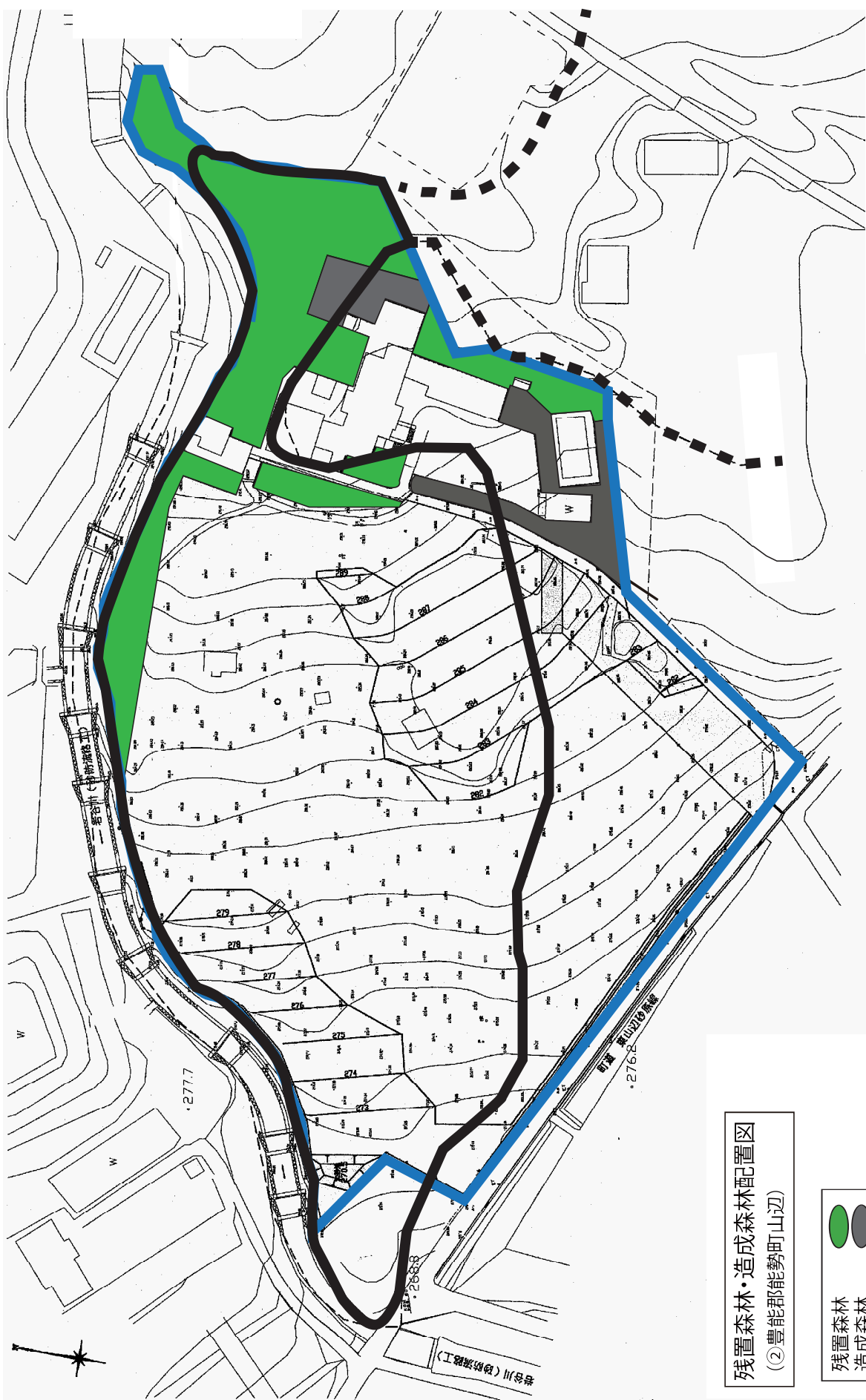
減少森林区域



5条森林区域



1 : 5,000



1:2,000

残置森林・造成森林配置図
 (②豊能郡能勢町山辺)

- 残置森林
- 造成森林
- 減少森林区域
- 5条森林区域
- 事業区域

豊能郡能勢町山辺地区 (太陽光発電所用地の造成)



沈砂池



パネル設置状況

③ 四條畷市大字上田原地区

- ・事業区域外縁部や施設間に適切に残置森林が計画され、今後も森林として維持されるため、開発によって改変された森林（公園施設用地）を森林区域から除外する

行為者	住所	四條畷市中野本町 1-1, 寝屋川市初町 18-8	
	氏名	四條畷市、(学) 大阪電気通信大学	
行為地の所在場所		四條畷市大字上田原 1257 番外 70 筆	
開発の概要		<p>目的：スポーツ・レクリエーション施設用地の造成</p> <p>市と学校法人の共同によるスポーツ・レクリエーション施設の設置を目的としていたが、用地造成完了後に用地目的が見直され、現在は防災拠点としての機能を有する市の総合公園として整備が進めれている状況。</p>	
開発行為の面積 (ha)	事業区域面積	22.65	
	しようとする森林面積 (事業区域内の5条森林面積)	19.30	
	係る森林面積 (土地の形質を変更する森林面積)	8.93	
森林面積の用途別内訳	開発後の用途	面積(ha)	百分率(%)
	緑地(残置森林)	10.37	53.7
	施設用地	8.93	46.3
	計	19.30	100.0
林地開発基準 ・災害防止 ・水害防止 ・水の確保 ・環境保全	<p>(1) 災害防止：切土は勾配 1:1.5~1:0.6 で植栽ネット工法、盛土は勾配 1:2.0 で苗木による植栽が施工されている。</p> <p>(2) 水害防止：適正な排水施設が設置されている。</p> <p>(3) 水の確保：水質汚濁防止のため沈砂池が設置されている。</p> <p>(4) 環境の保全：基準(50%)以上の残置森林等が確保されている。</p> <p>以上より、林地開発基準を満たす防災措置等が講じられている。</p>		
関係法令	都市計画法、宅地造成等規制法、砂防法、自然公園法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律		
備考	<p>協議同意日：平成 5 年 6 月 24 日</p> <p>工事完了日：平成 13 年 10 月 25 日</p> <p>完了確認日：平成 14 年 4 月 4 日(用地造成の完了)</p>		

林地開発による森林区域の減少区域
(四條畷市上田原) ③

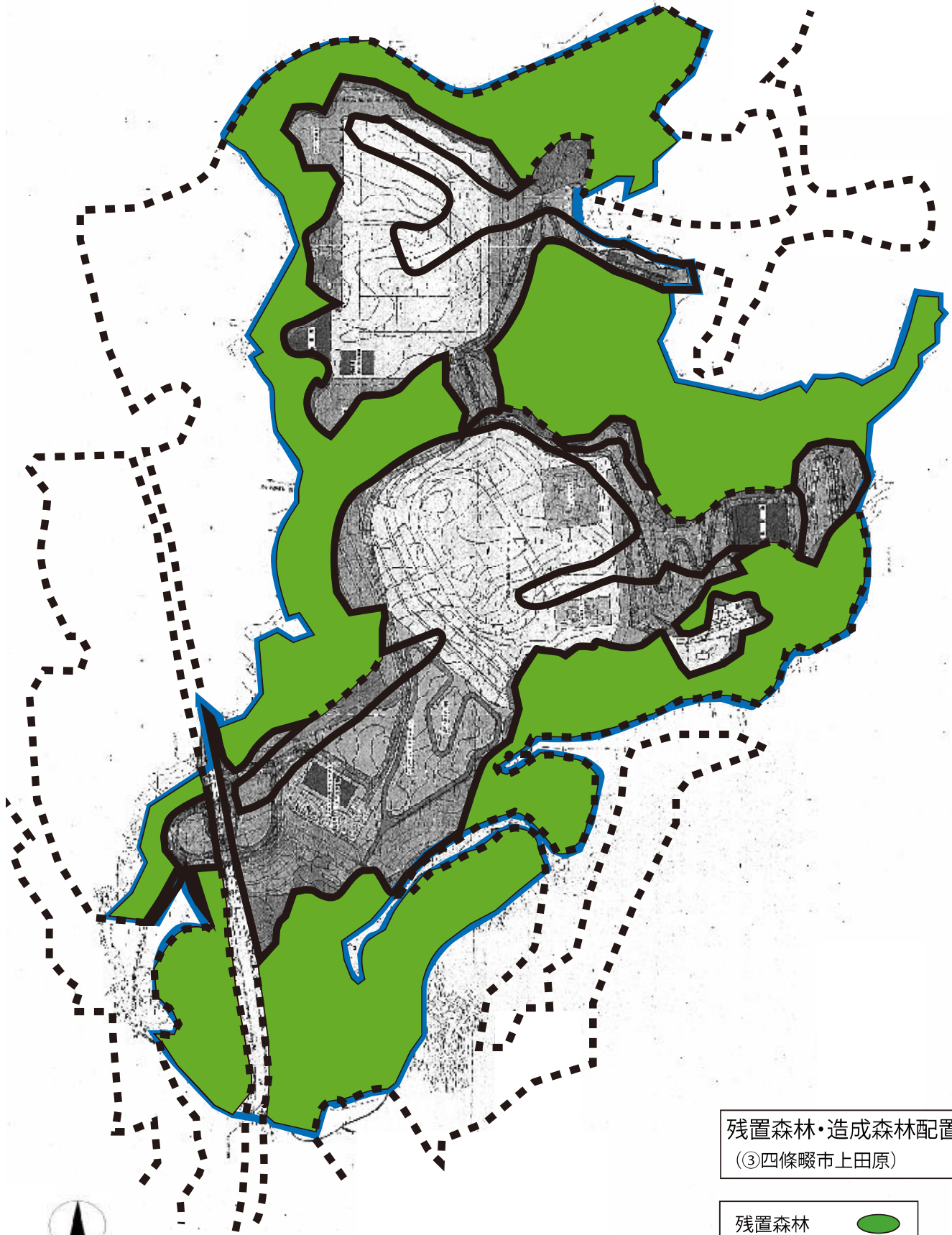
減少森林区域



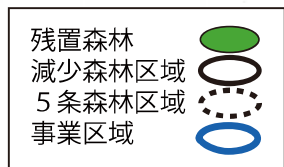
5条森林区域



1 : 5,000

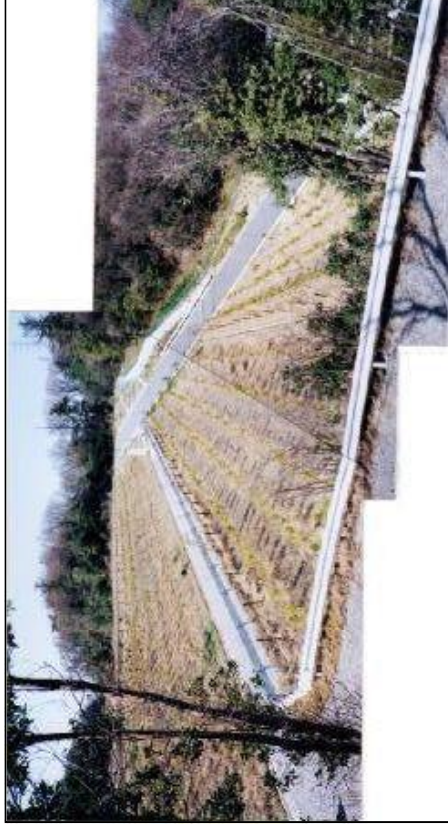


残置森林・造成森林配置図
 (③四條畷市上田原)



1:2,500

四條畷市大字上田原地区（スポーツ・レクリエーション施設用地の造成）



盛土法面緑化と残置森林



切土法面緑化と残置森林

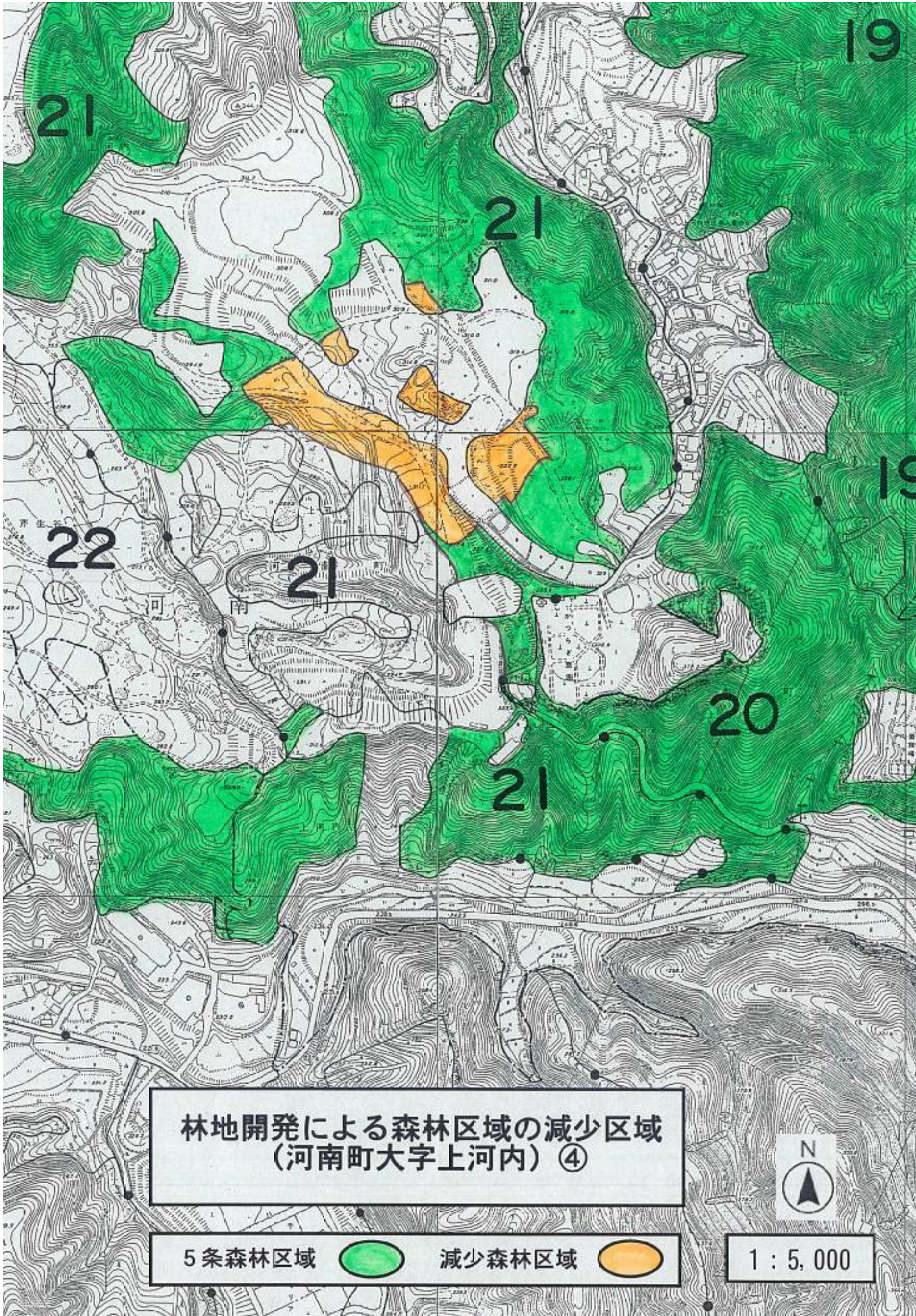


造成緑地と調整池

④ 河南町大字上河内地区

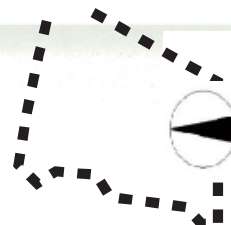

- ・事業区域外縁部に適切に残置森林等が計画され、施設緑地として維持管理されるため、事業区域内の森林を全て森林区域から除外する

行為者	住所	堺市美原区多治井 20 番 1, 堺市中区見野山 158 番	
	氏名	(株) エイワット, (株) スーパーツール	
行為地の所在場所		南河内郡河南町大字上河内 282 番外 10 筆	
開発の概要		目的：太陽光発電所用地の造成 出力約 1600kw (約 440 世帯分) の太陽光発電施設を設置する目的で行われた事業所用地の造成	
開発行為の面積 (ha)	事業区域面積	5.46	
	しようとする森林面積 (事業区域内の 5 条森林面積)	2.44	
	係る森林面積 (土地の形質を変更する森林面積)	1.18	
森林面積の用途別内訳	開発後の用途	面積 (ha)	百分率 (%)
	緑地 (造成森林)	1.26	51.75
	施設用地	1.18	48.25
	計	2.44	100.0
林地開発基準 ・災害防止 ・水害防止 ・水の確保 ・環境保全	(1) 災害防止：切土・盛土が発生する造成行為はない。 (2) 水害防止：適正な排水施設が設置されている。 (3) 水の確保：水質汚濁防止のため沈砂池が設置されている。 (4) 環境の保全：基準 (25%) 以上の残置森林が確保されている。 以上より、林地開発基準を満たす防災措置等が講じられている。		
関係法令	大阪府自然環境保全条例		
備考	許可日：平成 27 年 3 月 4 日 工事完了日：平成 27 年 6 月 3 日 完了確認日：平成 27 年 6 月 25 日		

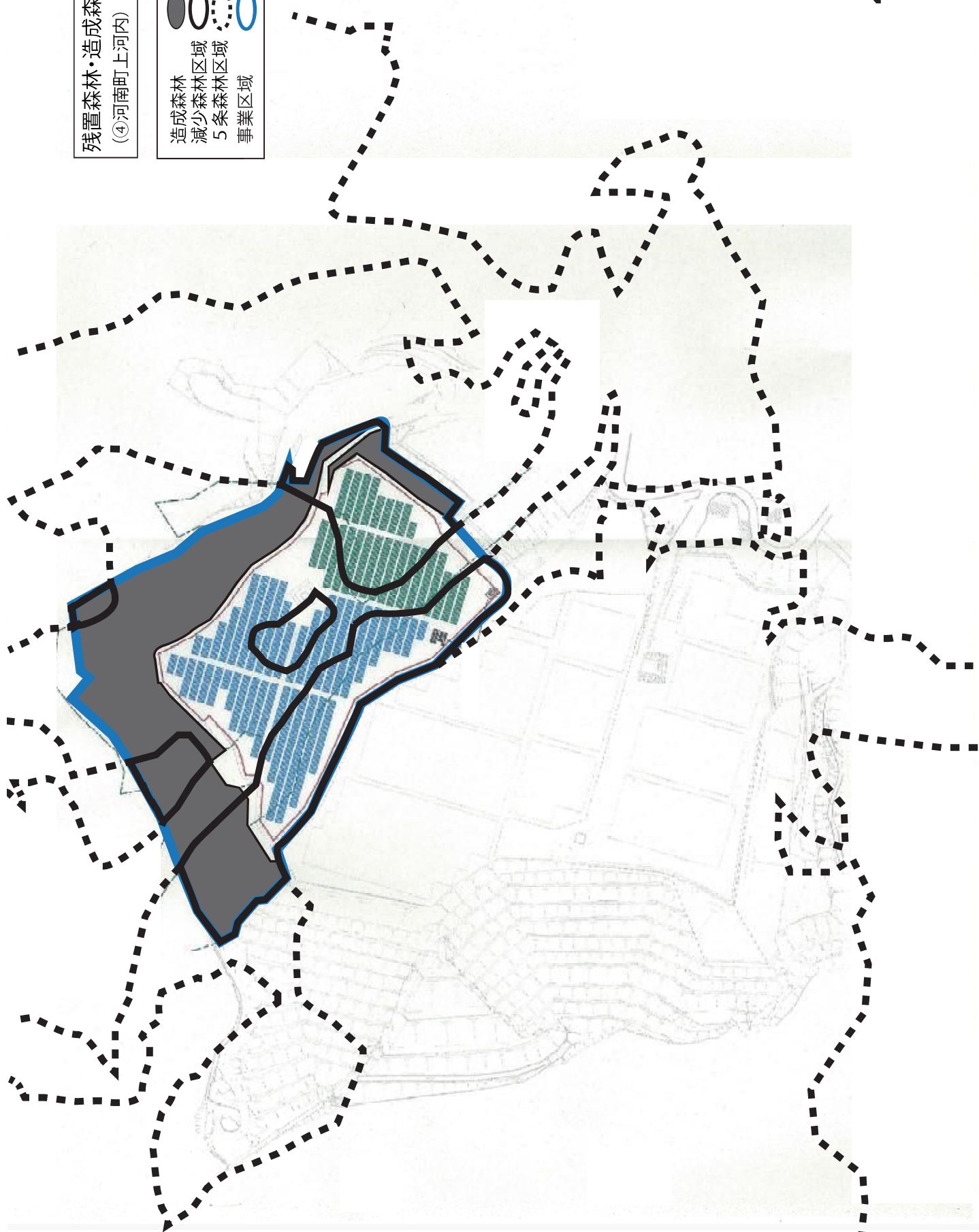


残置森林・造成森林配置図
(④河南町上河内)

造成森林
減少森林区域
5条森林区域
事業区域



1:2,000



河南町大字上河内地区 (太陽光発電所用地の造成)



排水管



沈砂池



斜面の様子



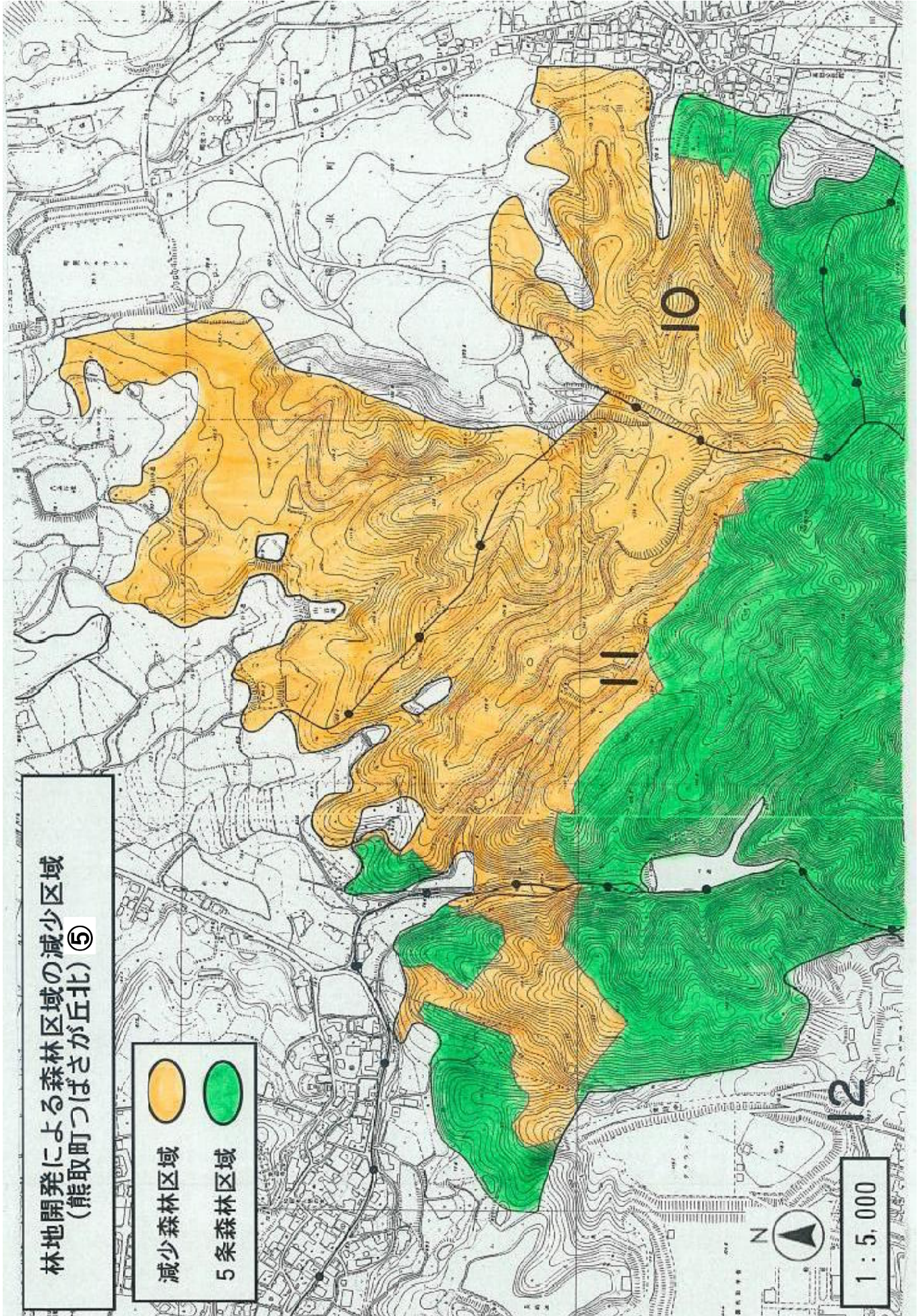
パネル設置状況

⑤ 泉南郡熊取町つばさが丘地区

- ・事業区域全てが市街化区域に編入されており、残置森林等は市街化区域内の緑地として維持管理されるため、事業区域内の森林を全て森林区域から除外する

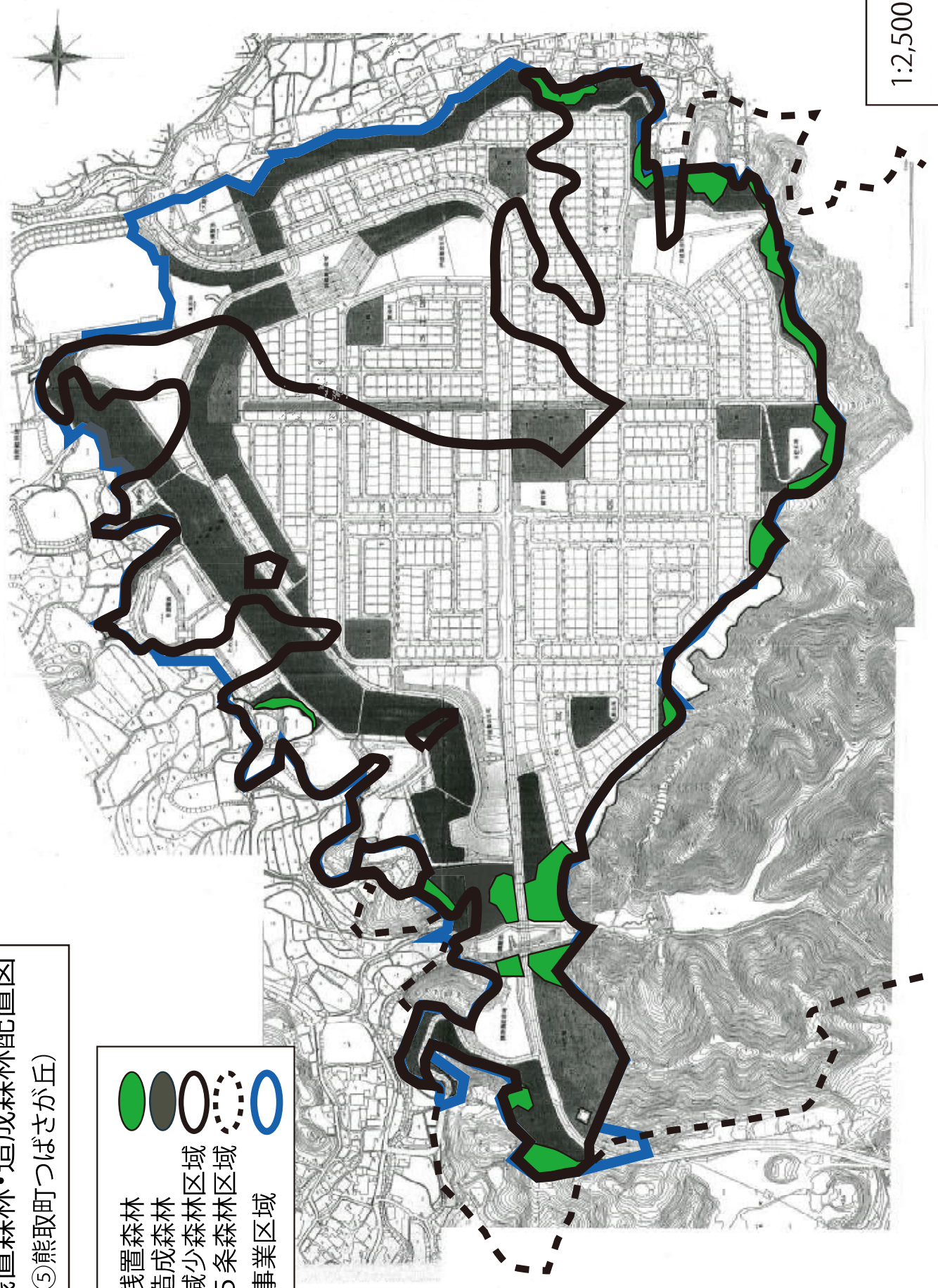
行為者	住所	大阪府中央区難波5丁目1番60号	
	氏名	南海電気鉄道株式会社	
行為地の所在場所		泉南郡熊取町つばさが丘北1丁目3158番28外	
開発の概要		<p>目的：住宅地の造成</p> <p>建築物などの規制・誘導を行い、周辺環境と調和のとれた、みどり豊かで快適な住環境のまちづくりを図るため、地区計画に基づき整備が進められた住宅地（計画戸数 約1,300戸）</p>	
開発行為の面積 (ha)	事業区域面積	64.58	
	しようとする森林面積 (事業区域内の5条森林面積)	48.41	
	係る森林面積 (土地の形質を変更する森林面積)	46.64	
森林面積の用途別内訳	開発後の用途	面積 (ha)	百分率 (%)
	緑地 (残置森林)	1.77	3.7
	公園・緑地 (造成森林)	10.19	21.0
	住宅地・道路等	36.45	75.3
	計	48.41	100.0
林地開発基準 ・災害防止 ・水害防止 ・水の確保 ・環境保全	<p>(1) 災害防止：切土は勾配1：1.0～1：1.5で厚層基材吹付、盛土は勾配1：1.8で種子吹付による法面保護工が施工されている。</p> <p>(2) 水害防止：適正な排水施設が設置されている。</p> <p>(3) 水の確保：水質汚濁防止のため調整池が設置されている。</p> <p>(4) 環境の保全：基準（20%）以上の残置森林等が確保されている。</p> <p>以上より、林地開発基準を満たす防災措置等が講じられている。</p>		
関係法令	都市計画法、宅地造成等規制法		
備考	<p>許可日：平成6年8月11日</p> <p>工事完了日：平成27年3月3日</p> <p>完了確認日：平成27年3月5日</p>		

林地開発による森林区域の減少区域
(熊取町つばさが丘北)⑤



残置森林・造成森林配置図
(⑤熊取町つばさが丘)

- 残置森林
- 造成森林
- 減少森林区域
- 5条森林区域
- 事業区域



1:2,500

熊取町つばさが丘地区（住宅地の造成）



残置森林の様子



公園



調整池



斜面の様子